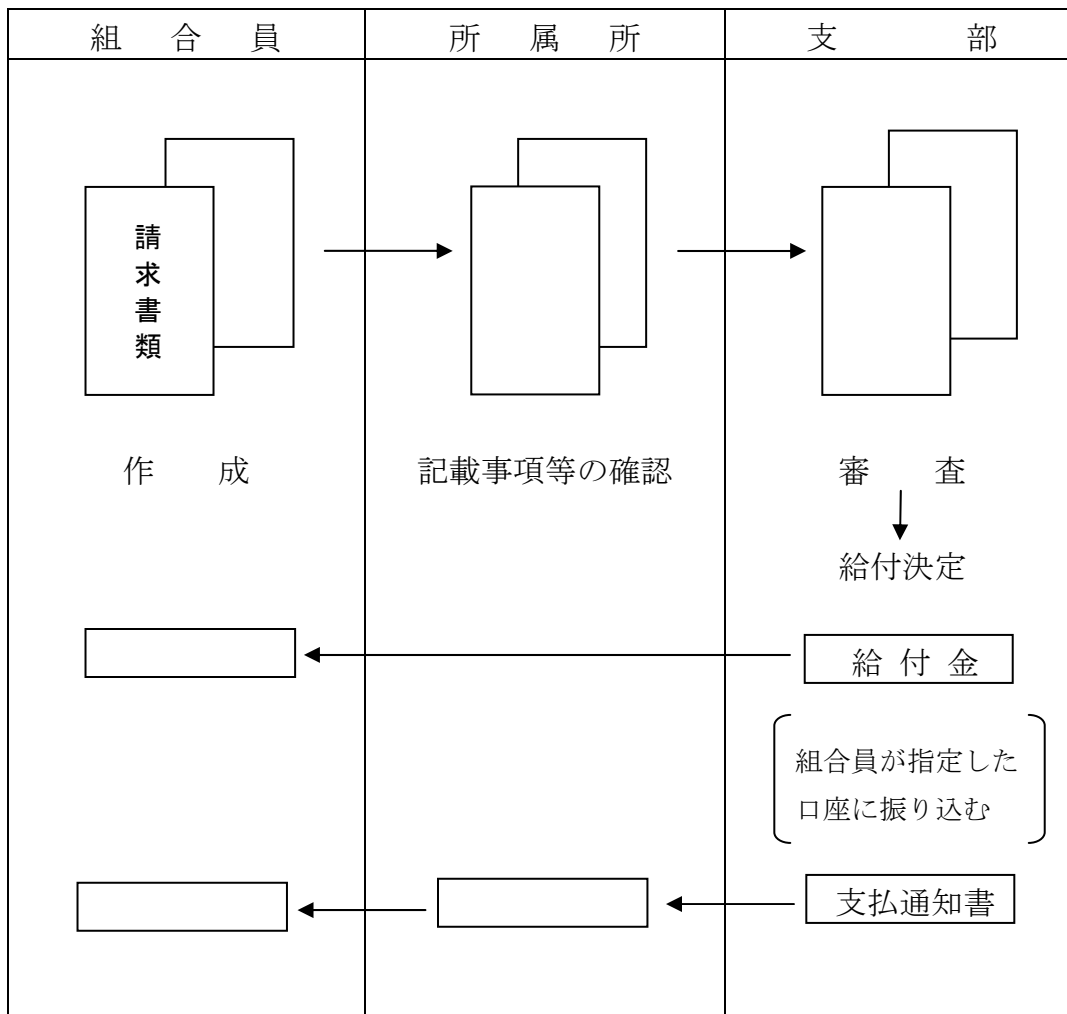


## 第 2 節 短期給付の請求から支払まで

### 1 請求書の提出が必要な場合

組合員（その被扶養者又は遺族）は給付事由が生じたときは、請求書類の内容を確認の上、支部あて提出してください。

支部では、提出された請求書類について審査、給付の決定の後、原則として請求書類を支部長が受理した日の翌月の25日に組合員が指定した口座に送金します。



## 2 請求書の提出を必要としない場合

療養についての給付で、組合員証を保険医療機関に提示することによって受けられる現物給付、「自動給付」（注1）される高額療養費、入院附加金、一部負担金払戻金、家族療養費附加金等がこれにあたります。この場合の高額療養費、入院附加金、一部負担金払戻金、家族療養費附加金の支給日は保険医療機関で診療を受けた月の3か月後の25日ですが、保険医療機関からの支部に対する診療費について請求書（「診療報酬明細書」＝「レセプト」という。）の提出が遅れたり、「支払基金」（注2）や支部でのレセプト審査に日時を要したとき等はさらに遅れることがあります。

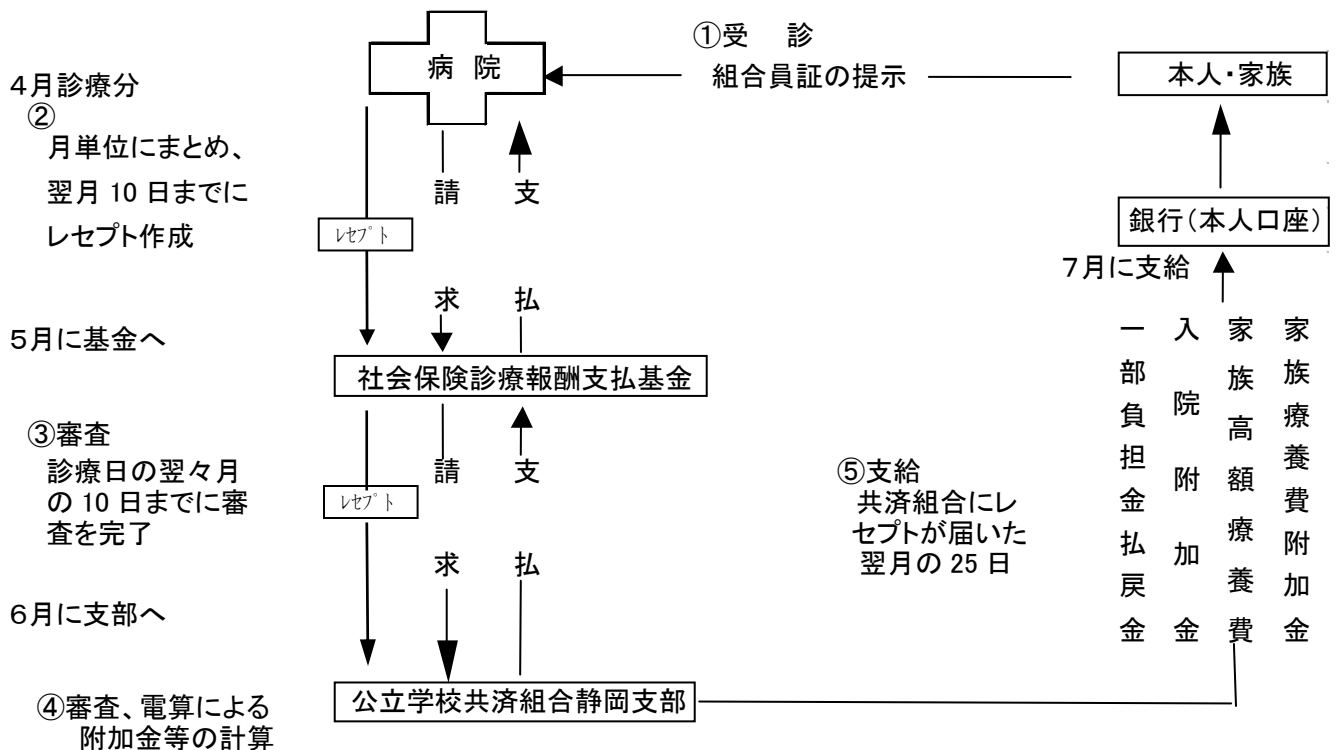
（注1）支部あてに送付されたレセプトにより電算システムを使用して給付額の計算、支給を行う方法

（注2）「静岡県社会保険診療報酬支払基金」のことで、レセプトはここで必ず内容審査を受けた後、支部あて送付されます。

### <現物給付・自動給付システム図>

例えば、組合員が4月中に引き続き5日間以上入院し、また被扶養者が3日間通院したとすると、医療費は保険医療機関が月単位にまとめ4月診療分として、組合員本人1件、被扶養者分1件として診療報酬明細書（レセプト）を作成し、社会保険診療報酬支払基金に提出、基金においてレセプトを審査した後、6月に公立学校共済組合静岡支部に請求します。

共済組合は、レセプトの審査を行い、組合員に対して、7月25日に一部負担金払戻金、入院附加金、家族高額療養費、家族療養費附加金を支給します。



### 3 短期給付金の決定と支払

請求書の提出が必要な場合、あるいは請求書の提出を必要としない場合等により短期給付金の審査、決定をした後に送金します。

ただし、緊急あるいは電算処理等の関係により、別の日に送金する場合があります。

#### (1) 給付金決定通知書について

##### ア 通知書の通知対象者

共済組合の給付金の支給がある者のみ通知書を送付し、医療機関での受診があっても共済組合の給付金の支給がない者には、通知書はありません。

##### イ 通知書の配付

通知書は、組合員本人、被扶養者の個人別に、別様で各 1 部送付します。

##### ウ 所属所の控え

通知書の控えを所属所で保管する必要はありません。

##### エ 給付金の送金日

通知書には「毎月 25 日以降振り込み」と記載されていますが、毎月 25 日（土、日、祝日の場合は、金融機関の翌営業日）に、給付金の受取口座として登録してある個人口座に送金します。

##### オ 給付金の送金額

(ア) 互助組合の給付がある場合には、共済組合給付金と互助組合給付金の合計額を送金しますが、通帳には「コウリツカゝ ツコウキョウ」（金融機関により字数は異なる。）と表示されます。

(イ) 互助組合給付金の支給がある者については、互助組合から各所属所に「決定書兼送金通知書」が送付されます。

#### (2) 短期給付に係る標準処理期間

標準処理期間は、所属所において請求書等を受理した日から組合員への送金等が完了するまでの期間とし、標準的な処理期間を示しています。

【 給付金決定通知書の見方 】

平成〇年〇月〇日

420-8601  
静岡県 静岡市 葵区  
追手町 9-6  
公立 太郎 様

被扶養者の通知書は組合員あてと  
なっています。

123456

所属所コード

公立学校共済組合 静岡支部長

654321

組合員証番号

毎月 25 日(土、日、祝日の場合は、金  
融機関の翌営業日)に、下記の振込  
金融機関の個人口座に送金します。

給 付 金 決 定 通 知 書

短期給付金を下記のとおり決定しましたので通知します。

なお、短期給付金は、平成 18 年 9 月 25 日以降、下記金融機関の指定口座に振り込みます。

入院附加金、傷病・出産・休業・育児休  
業・介護休業手当金の給付日数

給付金の名称	対象者氏名	請求期間 (自)	請求期間 (至)	日数	給付額 (円)
一部負担金払戻金	公立 太郎	平成 18 年 06 月			46,700
入院附加金	公立 太郎	平成 18 年 06 月		5	2,500
傷病手当金	公立 太郎	平成 18 年 07 月 1 日	平成 18 年 07 月 31 日	21	303,912
給付金支給額計 (上記までの合計) ①					353,112
給付金控除額②					0
差引支給金額 (振込額) ①-②					353,112

送金される給付金の名称

左記の給付金の給付対象者氏名

振込金融機関 ○○○○ ○○○

共済組合の給付金送金額です。  
互助組合の給付金は、互助組合から  
各所属所に送付される「決定書兼送  
金通知書」を参照してください。

この給付に関する決定について不服のある者は、この通知を受け取った日から 60 日以内に文書又は口頭で、地方公務員共済組合審査会 (以下「審査会」という) に行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) による審査請求をすることができます。

なお、この決定により、不利益が生じる場合には、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) 第 14 条の規定に基づき、この通知を

受け取った日から 6 箇月以内 (審査請求を行ったときは、審査会の裁決があったことを知った日から 6 箇月以内) に、当共済組合を相手方

として裁判所にこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

公立学校共済組合 静岡支部  
054-221-3135

## 公立学校共済組合静岡支部 短期給付に係る標準処理期間

## 1 組合員の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
組合員資格の取得及び組合員証の交付	15日～30日
船員組合員資格の取得及び組合員証の交付	
任意継続組合員資格の取得及び組合員証の交付	
任意継続組合員資格の喪失	5日～10日
資格喪失証明の発行	
上記証の記載事項の訂正	15日～30日
上記証の亡失等による再交付	

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

## 2 被扶養者の資格に関する事項

区 分	標準処理期間
被扶養者の認定及び被扶養者証の交付	15日～30日
被扶養者の取消	
被扶養者証の記載事項の訂正	
被扶養者証の亡失等による再交付	

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

3 給付・支給等に関する事項

区 分	標準処理期間	
	決定期間	支給期日
療養費及び家族療養費の支給	申請から確定まで、 15日～40日 さらに支給まで 30日	給付確定した月の 25日。ただし、送 金日が金融機関の 休日にあたる場合 は、翌日の営業日
移送費及び家族移送費の支給		
出産費・同附加金及び家族出産費・同附加金の支給		
埋葬料・同附加金及び家族埋葬料・同附加金の支給		
傷病手当金・同附加金の支給		
出産手当金の支給		
休業手当金の支給		
育児休業手当金の支給		
介護休業手当金の支給		
弔慰金及び家族弔慰金の支給		
災害見舞金・同附加金の支給		
結婚手当金の支給	自動給付 90日～120日	
訪問看護療養費・同附加金及び家族訪問看護療養費・同附加金の給付		
高額療養費の支給		
入院時食事療養費の給付		
入院時生活療養費の給付		
入院附加金の給付		
一部負担金払戻金及び家族療養費附加金の給付		
船員組合員の療養の給付	35日～60日	毎月末
船員組合員の一部負担金の額等の返還		
前納された任意継続掛金の還付		

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

4 その他に関する事項

区 分	標準処理期間
高齢受給者証の交付	15日～20日
標準負担額減額認定証の交付	
特定疾病受療証の交付	
限度額適用・標準負担額減額認定証の交付	
上記証の記載事項の訂正	
上記証の亡失等による再交付	40日～70日
支払未済の給付請求	
第三者の行為による損害の賠償請求	6ヶ月～2年
レセプトの開示請求	30日～90日

(注) 上記期間のうち、所属所が請求書等を受理してから関係書類の送付を行う期間は、10日とする。

## 5 留意事項

標準処理期間には、次の期間は含まれない。

- ① 適法な申請を前提に定められたものであるので、形式上の不備の是正等を補正する期間
  - ② 適正な申請の処理に際して、審査のため相手方に必要な資料を求める場合にあっては、相手方がその求めに応ずるまでの期間
- ## 6 施行日
- 平成18年12月 1 日